

第1回 四万十町人権条例検討委員会議事録（要旨）

日 時 令和2年11月20日（金） 午前10時00分～11時20分

場 所 四万十町役場 西庁舎3階 防災対策室

出 席 山本（弘）委員、山本（哲）委員、秋田委員、伊賀委員、船村委員、坂本委員、
森野委員、高橋委員
森副町長

事務局 本山町民課長、林生涯学習課長、佐々木大正町民生活課長、細川十和町民生活課長、
西岡町民課副課長、宮崎生涯学習課主査

傍聴者 2人

◆議事内容

- （1）開会
- （2）開会あいさつ
- （3）委嘱式
- （4）委員長及び副委員長の選任
- （5）人権条例の制定に向けての取り組みの経過と町の考えについて
- （6）今後の作業の進め方について
- （7）その他

◆質疑等

- （4）委員長及び副委員長の選任

【事務局】

初めての会議なので、委員長の選任を議題とし、委員の互選により、委員長の選出をお願いいたします。

委員の中で、立候補がいましたらお願いします。

【委員】

事務局から案等がありましたらお願いします。

【事務局】

人権擁護委員の山本弘光さんをお願いしたいが、いかかでしょうか。

《拍手》

【事務局】

拍手を頂いたということで、山本弘光さんをお願いします。

続きまして、副委員長の選任をお願いします。ご意見等ないでしょうか。

【委員】

事務局から推薦等ありませんか。

【事務局】

事務局の意見としまして、小中学校校長会会長の坂本先生に、教育関係で人権にも携わっ

ているので、お願いしたい。よろしく申し上げます。

《拍手》

ご承認いただいたので、委員長・山本弘光さん、副委員長・坂本さんで、会議を進めていただきたい。

(5) 人権条例の制定に向けての取り組みの経過と町の考えについて

(6) 今後の作業の進め方について

【事務局】

・資料「第1回人権条例検討委員会資料」に沿って説明
・補足：第3回頃の委員会で素案の提案予定とあるが、会議には各人権教の支部長も参加しているので、素案の提案等に関して、支部で意見を聞くことも必要になってくる。個人的な意見も頂きたいが、支部としての意見も頂く必要もあるので、その場合にはその時間を取る、もしくは、必要に応じて回数を増やす場合もあると考えている。

【伊賀委員】

昨今の状況では、人権教育研究協議会等でも、役員を招集して意見を集約することがなかなか難しい。実際に、研究会なども全て中止になっており、それに伴って役員会なども行えていない。

三つの支部がまとまった方向で動かなければならないし、支部長が意見を集約して考え方についても連携していくことは大事だと思うが、支部としての総意の集約ができるのか？

【委員長】

今の活動状況を見ると、全体から吸い上げるのは難しい。各支部それぞれ事情があるので、各支部長が話し合いを持って頂き、集約して頂けたらと思う。今日は事務局側の日程や、今までの経過等の説明なので、それほど難しい問題はないと思う。2回目の委員会で今の実情を聞いて頂き、3回目の素案の検討に入ったあたりから、委員の皆さんのご意見を頂くことになろうかと思うので、よろしく願いする。

【山本（哲）委員】

いま「人権条例」ということで話が進んでいるが、明文化すると、規約を守らないといけないという半強制的な面も出てくる。窪川支部が出しているように「人権の町宣言」という形がとれないものか、今一度お考え願いたい。

人権教窪川支部が発行した「窪川地域における人権教育の歩みと大切にしてきたこと」という資料に、窪川支部の歴史がまとめて書かれているので、是非目を通して参考にして頂きたい。

【委員長】

この資料は、窪川地域の歴史が網羅された冊子になっている。中はかなり分かりやすいものなので、是非2回目までに資料に目を通していただきたい。

条例でないという意味がないのかという意見もあるので、2回3回とやっていく中で、条例にするのか宣言かということもご検討頂くという方向で、考えて頂きたい。

【高橋委員】

資料2の山本先生のコメントの中に、「四万十町独自のものにする」とあるが、そこが大切

なことだと思う。

高知県内で、多くの市町村が人権条例を制定しているが、どこも同じで、多少変えただけの条例では意味がないのではないかと。

だれに声を届けるのか、町外に対して、あるいは町民に対して、特に小中学生にわかる言葉で、「同和行政終結宣言」からの歴史を踏まえながらも、その先を見据えた独自のものにしていく必要があると強く思っている。

過去の状況説明だけではなく、将来を見据えて、四万十町はどうしていくのかという議論を委員会で行い、その合意ができた上で条例の文言を考えていくのが良い。

【委員長】

第2回目の検討会で、現在の課題等が出てくると思うので、そのうえで将来はその課題をどのようにするのかという話し合いになってくる。どこも同じような条例になっているので、四万十町として独自のものをを出していかないといけない。

人権条例は、四万十町の条例の中でも最も大切なものだと思っているので、その方向でよろしく願います。

【事務局】

せっかくですので、人権に関して、委員のご意見や感想があれば、お聞かせください。

【委員長】

高橋委員が言われたことが、皆さんがお持ちの考えかと思う。日頃から難しく考えているわけではないので、この会議の中で問題提起・課題提起をして頂いたうえで、委員の考え方をまとめていく必要がある。

急に意見を求められても考えを発言することは難しいと思うので、次回までに考えて頂いて、そのうえで次の検討委員会で、委員の皆さんからも、課題や将来に向けての考え方等について、意見を出していただきたい。

【事務局】

事務局側からの資料の提出について、話し合いの参考にできる資料の提案があればお伺いする。

【副町長】

次の会議については、町内の様々な人権侵害の実態について確認し、資料を提出したいと考える。今日の資料でも、かなりの資料を当日配布したので、三日ほど前には各委員の手元に届くようにしないと、いきなり資料を見て発言を求められても難しいので、なるべく手前で資料を取りまとめ、送るようにしたい。

【委員長】

今日は、今後の会の方向性、今までの推移や計画という部分ですので、次回からは余裕をもって資料を提出して頂き、それを基に各委員に勉強してもらい、検討会で自分の意見を出して頂きたい。お忙しいとは思いますが、よろしく願います。

【森野委員】

資料の中の、「合併前の同和行政に関する宣言」ということで、旧窪川町は同和行政の終結宣言を行っているが、十和はそうではない。色々な問題課題があるなかで、四万十町として

1つにまとめるには、十分に検討して話し合わなければ、同じ方向に進めるかどうか疑問に思う。

【委員長】

窪川・大正・十和の各支部に分かれているのも、まとめることが難しいところがあり、現在の状態になっている。ただ、合併して15年を迎えようとしているので、そろそろ本当の意味で、四万十町全体の条例または宣言という形のまとめをしていく時期ではないか。折れるところは折れて、主張すべきは主張して、15年の節目を迎える段階で、まとめることに向けて努力をしてもらいたい。

【伊賀委員】

資料7ページの説明で、人権侵害に対する課題に対しての国の3つの法制定を受けての今回の条例制定と理解しているが、11ページでは、県下の市町村には国の法制定前に制定された条例もある。いくつかの市町村は国の法制定を受けて作り直したり手を加えていると思うので、事務局で整理をしたら、参考になる資料になるのではないか。

【事務局】

11ページの資料の最新版として、県から頂いた条例の改正日や施行日が載った資料があるので、配布する。

【事務局から高知県内人権条例一覧最新版を追加で印刷して配布】

【委員長】

他にありませんか。

【委員】

ありません。

(7) その他

【委員長】

その他について、ありませんか。

【委員】

ありません。

【委員長】

これで、第1回四万十町人権条例検討委員会を終了する。ありがとうございました。

(11時20分散会)